

第3回「北海道防災対策基本条例改正専門委員会」議事概要

1 開催概要

- (1) 日時 平成25年8月1日(木)10:00~11:45
- (2) 場所 かでる2・7 1020会議室
- (3) 出席者 [委員]佐々木座長、定池委員、三木委員、立原委員、福井委員、會田委員、熊谷委員、田中委員、富田委員、
[道] 藤岡危機対策課長、甲谷防災教育担当課長、阿部主幹、三浦主査、古俣主査ほか

2 議事概要

(1) 開会

・藤岡危機対策課長から、前回の委員会で事務局へ頂いた作業指示についての対応について説明した。

- (2) 第2回専門委員会で実施したワークショップ「改正『北海道防災対策基本条例』に盛り込むべき事項について」の検討結果まとめについて事務局から説明
→内容について了解を得る。

- (3) 「『北海道防災対策基本条例』改正の方向性について」中間取りまとめ(案)について

・資料2に基づき事務局から説明し、随時、内容について確認・修正を行った。

・全体構成について

→「防災」については「防災・減災」と統一するべきである。

→説明に使用する文言、表現の整理が必要である。

→3本の柱についてはその内容から、①地域防災力の向上、②防災教育の強化、③災害情報の充実となる。

・Ⅰ改正条例の目指す姿について

→「生活防災」は造語であるため表現を変え、「生活や地域社会の中に防災・減災の視点を」と分かりやすくした方が良い。

・Ⅱ答申事項(案)1防災対策における視点と姿勢

→(2)の説明書について、「脆弱な部分」は、例示として出すとともに、弱者を地域で支え合う事で弱い部分を減らすことの説明も必要。

→(3)については「多重対策」につて定義を載せる必要がある。また、誰が対策を行うのか主語が必要。

→(3)の説明書について、訓練は避難だけではないので、防災訓練とするべき。

・Ⅱ答申事項(案)2防災教育の強化

→(1)、(2)と共通するが、家庭での教えが重要であり、「家庭での教えはもとより」と続くのがよい良い。

→(1)説明について、ボランティアの必要性などは教育における一部分であり、「地域での支え合いを育む」を繋げると良い。

・Ⅱ答申事項(案)3災害情報の充実

→(1)について、分かりやすく伝える事も重要である。

→(2)については、予めその体制を整備しておく必要がある。

→(3)については、情報を必要とするのは被災者を支援する人なども必要とする。

・Ⅱ 答申事項(案)4地域防災力の向上

→(1)の説明書について、災害に強いだけでなく、ダメージを受け流し減じるといふ事と、立ち直る事との意味を含め、「強くしなやかな地域社会」をつくる必要がある。

→(2)の説明書について、ボランティアの調整などは社会福祉協議会と NPO が中心となっており、両者を記載する方がよい。また、災害ボランティアコーディネーターは養成していかなければならない。

・Ⅱ 答申事項(案)5条例の構成・その他事項

→(2)の災害検証は、ハード対策とソフト対策と双方の視点による検証も必要である。

→(5)の「500年間隔地震」については、「1(6)あらゆる事態を想定した防災対策の見直し」の説明の部分で記載出来る。

(4) 地域意見交換の実施について

・中間取りまとめにより行う14振興局で実施予定の地域意見交換について事務局から説明